

11月11日～17日は「税を考える週間」です。

税理士は職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

相続税が心配
贈与はどうしたら…

もの忘れがひどくなり、
財産管理ができなくなってきたが…

知的障がいを持つ
子供がいる私も
高齢になり不安だ…

相続・贈与について、自分のこと、家族のこと、考えてみませんか。

税理士
による

相続税・贈与税 成年後見 無料相談会

※ご相談はお一人様30分を目途とさせていただきます。



日時

令和7年9月6日土

午前10時～午後3時45分 ※受付は午後3時15分まで

会場

長崎県勤労福祉会館
4階 大会議室B (長崎市桜町9-6)

事前予約制

TEL
092-433-2366

↑上記までお電話にてご予約ください↑

※個別の具体的なご相談には対応できない場合がございます。
あらかじめご了承ください。



あなたの暮らしのそばにいる
九州北部税理士会

あなたの暮らしのそばにいる

TEL092-433-2366
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目13-21

詳しくはホームページをご覧ください。

九州北部税理士会

検索



(九州北部税理士会)

成年後見制度のしくみ

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方々を支援（身上監護）し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです（財産管理）。

成年後見制度は大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

さらに法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）が、ご本人の利益を考えながら、その代理として契約などの法律行為を行い、ご本人を支援する制度です。



©税理士会広報キャラクター
「にちぜいくん」

対象となる方の 判断能力の状態

- 後見…………判断能力が欠けているのが通常の状態の方
- 保佐…………判断能力が著しく不十分な方
- 補助…………判断能力が不十分な方

こんなときあなたはどうしますか？

Q 知的障がいを持つ子供がいる私も高齢になり不安だ

Aさんは知的障がいを持つ子どもがいて、現在はAさんが面倒を見ています。しかし高齢になり自分自身にも不安を感じてきているこの頃、今後どのように息子を見守っていけばよいか、そして自分の死後どのようにすればよいか心配でなりません。



A 成年後見、遺言、信託などの検討を

成年後見制度の利用や、遺言そして信託による財産の管理など、いろいろな方法が考えられます。一度じっくり専門家の相談を受けてみることをお勧めします。

Q 歩くのが不自由で銀行に行けない

Bさんは歩行が不自由なため、銀行に行くことができません。娘さんが代わって、通帳と印鑑を預かり預金を引き出していたのですが、ある日、銀行の担当者より、本人でなければ引き出せないと言わされました。どのようにすればよいのでしょうか？



A 任意後見・財産管理契約の検討を

銀行取引などの「財産管理契約」を娘さんと結ぶことにより、預金を引き出せるようになります。また将来判断能力が低下した時に備えて「任意後見契約」も併せて検討することをお勧めします。

常設無料相談会を開催しています。＼電話相談または面談での／
相談を選択できます／

福岡相談室

相談日 毎月8のつく日（土・日・祝日を除く）

時間 13:00～16:00 ※ご相談はお一人様30分を
目途とさせていただきます。

会場 九州北部税理士会館

事前予約制⇒092-433-2366

長崎相談室

相談日 每月第一木曜日

※祝日にあたる場合は変更されます
のでご確認ください。

時間 13:00～16:00

※ご相談はお一人様30分を目途と
させていただきます。

会場 長崎税理士会館

事前予約制⇒092-433-2366

